

# 福岡市商店街空き店舗における創業応援事業補助金交付要綱

## (通則)

第1条 福岡市商店街空き店舗創業応援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、この要綱に定めるもののほか、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号。以下「規則」という。）及び福岡市会計規則（昭和39年福岡市規則第20号）に定めるところによる。

## (目的)

第2条 この要綱は、商店街等が、その地区に属する空き店舗を活用して行う店舗を新設又は改造する事業を支援することにより、当該商店街への来訪者の増加を通じて主として当該商店街等の組合員又は所属員である中小小売業者又は中小サービス業者の事業機会の増大を図り、もって本市経済の発展に資することを目的とする。

## (定義)

第3条 この要綱において使用する用語は、規則において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 商店街等 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第1号の事業協同組合並びに商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項の商店街振興組合及び商店街振興組合連合会並びに福岡市中小企業振興条例取扱要綱（平成29年）第2条第1項第3号の団体であって、福岡市の区域内にその主たる事務所又は事業所を有するもの及びその連合体をいう。
- (2) 空き店舗 事業の用に供されていない店舗、倉庫、事務所その他の事業活動の施設をいう。
- (3) 事業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者であって、商店街等の空き店舗を借り受けて事業活動を行う者をいう。
- (4) 商業機能充実型 補助金を交付する対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）のうち、商店街等の区域及びその周辺の地域の住民の生活に関する需要に応じた商品の販売又は役務の提供を行うものであって、当該商店街等がその活性化のために必要と認めるものをいう。
- (5) 創業支援型 補助対象事業のうち、商店街等が当該商店街等の活性化に寄与するものとして、将来の役員候補となる人材と認めるものが行う事業をいう。

## (補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、商店街等の区域及びその周辺の地域の住民の生活に関する需要に応じた商品の販売又は役務の提供を行う店舗の新設又は改修の支援を目的として本市の区域内で実施する次に掲げる事業とする。

- (1) 空き店舗の内装（壁面・天井の塗装、壁紙・クロス貼り、床貼り、ブラインドの設置、造作家具等）及び外装工事、給排水工事、電気工事に係る費用
  - (2) 前号の工事のために消費される物品の購入に要する費用
  - (3) 第4条第1項第1号の工事と一体で設置する必要がある設備に要する経費（ガス設備、電気設備、空調設備、看板、ドア等）
  - (4) 事務机、椅子、冷蔵庫、エアコン、キャビネット、厨房用品等、取得した時の性質、形状を変えることなく比較的長期（おおむね2年以上）にわたって効用を発揮し、取得価額がおおむね1万円以上であるもの（以下「備品」という。）の購入費
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業には、補助を交付しない。
- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする事業
  - (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする事業

- (3) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、補助金の交付が不相当と認められるもの

#### (補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める費用とする。ただし、建築物の主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根又は階段をいい、建築物の構造上重要でない間仕切壁、間柱、附け柱、揚げ床、最下階の床、廻り舞台の床、小はり、ひさし、局部的な小階段、屋外階段その他これらに類する建築物の部分を除く。）を変更する工事を除く。

- (1) 工事請負費
- (2) 原材料費
- (3) 建物付属設備費
- (4) 備品購入費

#### (補助対象者)

第6条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも適合する事業者とする。

- (1) 補助対象事業の開始に当たり、法令の規定により許認可等（法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分をいう。）を必要とする者にあつては、当該許認可等を受け、又は補助対象事業開始までに当該許認可等を受ける見込みのあること。
- (2) 当該区域の商店街等から出店を推薦され、かつ、出店後は当該商店街等に加入する意思を有すること。
- (3) 役員が福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと
- (4) 運営について、暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者の支配を受けていないこと。
- (5) 本市の市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）を滞納していないこと。
- (6) 福岡市が他の条例、規則、要綱等に基づき交付する補助金、交付金、助成金等であつて、補助対象経費に係るものを受けていないこと。
- (7) 創業支援型補助金を受けようとする者にあつては、次に掲げるいずれかの事業を修了し、創業に係る事業計画、資金計画等を記載した創業ビジネスプランを作成し、同プランについて福岡市商店街空き店舗創業応援塾実行委員会の承認を受けていること。
  - ア 中小企業庁募集に係る地域創業促進支援事業による創業スクール
  - イ 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第23項第1号に規定する特定創業支援事業
  - ウ 平成27年度福岡市商店街空き店舗創業応援塾（福岡市商店街空き店舗創業応援塾実行委員会会則）
  - エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が適切と認めるもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付が不相当と認められないこと。

#### (補助金の額)

第7条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を上限とし、予算の範囲内で市長が決定し交付する。

- (1) 商業機能充実型 補助対象経費（国又は福岡県の支援制度を利用する事業にあつては、補助対象経費

から当該支援制度により給付される補助金、交付金、負担金その他の金銭を控除して得た額。以下この条において同じ。)に2分の1を乗じて得た額又は30万円のいずれか少ない額

(2) 創業支援型 補助対象経費に3分の2を乗じて得た額又は100万円のいずれか少ない額

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

(補助対象期間)

第8条 補助の対象期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(補助金の交付の申請)

第9条 補助金の交付を申請する者(以下「補助申請者」という。)は、改装工事の着手前10日前までに、福岡市商店街空き店舗における創業応援事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 福岡市商店街空き店舗における創業応援事業実施計画書(様式第1号の1)
- (2) 創業・出店計画書(様式第1号の2)
- (3) 団体(法人)にあつては会員名簿及び役員名簿(様式第1号の3)
- (4) 団体(法人)にあつては定款、規約又はこれに類する団体の組織、運営の方法等について定めるものの
- (5) 団体(法人)にあつては法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
- (6) 個人にあつては同意書(様式第2号)
- (7) 創業・出店推薦書(様式第3号)
- (8) 空き店舗の位置図、平面図、現状を表す写真等
- (9) 建物の借受けについて当該建物の所有者と締結した契約書の写し
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(福岡市商店街支援施策等協議会)

第10条 市長は、規則第5条第1項に規定する交付の決定をしようとするときは、福岡市商店街支援施策等協議会(福岡市商店街支援施策等協議会設置要綱(平成27年4月決裁)第1条に規定する福岡市商店街支援施策等協議会をいう。以下「協議会」という。)の意見を聞くものとする。

(決定の通知)

第11条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、福岡市商店街空き店舗における創業応援事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により、すみやかにその決定の内容及びこれに付した条件を補助申請者に通知しなければならない。

2 市長は、補助金交付することが不相当と認めるときは、福岡市商店街空き店舗における創業応援事業補助金不交付決定通知書(様式第5号)により、すみやかにその決定の内容を補助申請者に通知しなければならない。

(補助事業の変更)

第12条 規則第6条第1項第1号又は同項第2号に規定する承認を受けようとするときは、補助事業者は、市長に対しあらかじめ福岡市商店街空き店舗における創業応援事業実施計画変更等承認申請書(様式第6号)を提出しなければならない。

2 規則第6条第1項第1号に規定する市長が認める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業計画の細部の変更であつて、補助目的の達成に支障を来すことなく、かつ、事業能率の低下を

もたらさないと市長が認めるもの

- (2) 当初予算において配分された経費の科目間流用を行う場合であって、当該流用の総額が交付決定額の20パーセント以内であるとき。
- 3 市長は、第1項に規定する申請があった場合において、当該申請に係る事項を承認すべきものと認めるときは、福岡市商店街空き店舗における創業応援事業計画変更等承認通知書（様式第7号）により、すみやかにその決定の内容及びこれに付した条件を補助申請者に通知しなければならない。
- 4 市長は、前項の承認をしたときは、第7条第1項又は第11条第1項の決定を変更することができる。
- 5 規則第6条第3項の規定は、第3項に規定する承認について準用する。

（事業実績の報告）

第13条 補助事業者は、第8条に規定する期間満了日から1月以内に、福岡市商店街空き店舗における創業応援事業実績報告書（一部）完了届（様式第8号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 福岡市商店街空き店舗における創業応援事業実施報告書（様式第8号の1）
- (2) 福岡市商店街空き店舗における創業応援事業経営状況報告書（様式第8号の2）
- (3) 補助金の対象となる経費の支払いに係る領収書の写し
- (4) 改装工事における工事前後の写真
- (5) 事業開始（開店）後の状況写真
- (6) 作成したチラシ・ポスター等の成果物
- (7) 商店街等加入確認書（様式第8号の3）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定等）

第14条 規則第15条中「様式第6号」とあるのは、「福岡市商店街空き店舗における創業応援事業補助金（一部）交付確定通知書（様式第9号）」と読み替えるものとする。

（暴力団の排除）

第15条 市長は、暴排条例第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

- 2 市長は、補助申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。
  - (1) 役員のうちに暴力団員に該当する者のあるもの
  - (2) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- 3 市長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、補助申請者又は補助事業者に対し当該補助申請者又は補助事業者の役員の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報提出を求めることができる。

（書類の保存）

第16条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を、当該補助事業終了後5年間保管しなければならない。

#### (財産の管理及び運用)

第 17 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産」という。）については、台帳を設け、その保管状況を明らかにしておくとともに、補助対象事業の完了後においても、善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的にしたがって、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上のものを、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）第 1 条から第 3 条までに定める期間（当該期間が 10 年を超える場合は、10 年とする。）内に、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、福岡市商店街空き店舗における創業応援事業補助金による取得財産の処分申請書（様式第 10 号）を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。この場合において、市長は、補助金の全部又は一部に相当する金額を市に返還させることができるものとする。

#### (届出の義務)

第 18 条 補助事業者は、商号若しくは名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の所在地を変更し、合併し、解散し、代表者を変更し、又は業務の全部を廃止することとなった場合はすみやかにその旨を市長に届け出なければならない。

#### (委任)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱に基づく補助金に関し必要な事項は市長が定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この要綱は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

##### (この補助金の失効)

2 この要綱は、平成 33 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

##### (経過措置)

3 第 5 条、第 7 条第 1 項各号（補助金の上限額に係る部分に限る。）及び第 8 条の規定は、平成 27 年度中に補助金の交付決定を受けた者については、なお従前の例による。

4 福岡市商店街空き店舗における創業応援事業補助金交付要綱（平成 29 年 4 月 1 日施行）様式第 1 号、様式第 1 号の 2、様式第 3 号から様式第 8 号まで及び様式第 8 号の 2 から様式第 10 号までの規定により作成された様式は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。

5 この要綱の失効に伴う経過措置については、別に定める。

## 福岡市商店街空き店舗における創業応援事業補助金交付申請書

( 商業機能充実型 ・ 創業支援型 )

平成 年 月 日

(あて先) 福岡市長

所在地

電話番号

名称 (法人名・会社名・屋号等)

(フリガナ)

代表者名

Ⓜ

(生年月日) 年 月 日 (性別) 男性 ・ 女性

福岡市商店街空き店舗における創業応援事業補助金交付要綱第9条の規定による補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申し込みます。

本件申請に当たり市に提出した個人情報について、市がこの補助金からの暴力団排除のため福岡県警察への照会確認に使用することに同意します。

また、申請者が暴力団・暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当したときは、市がこの補助金を交付しないこと、又は補助金の交付の決定を取り消すことについて同意します。

### 関係書類

- 1 福岡市商店街空き店舗における創業応援事業実施計画書 (様式第1号の1)
- 2 創業・出店計画書
- 3 同意書 (市税に係る徴収金に滞納がないことの証明の発行について)
- 4 団体 (法人) の場合は会員名簿及び役員名簿 (様式第1号の3)
- 5 団体 (法人) の場合は定款, 規約又はこれに類する団体の組織, 運営の方法等について定めるものの
- 6 団体 (法人) の場合は法人登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)
- 7 個人の場合は同意書 (様式第2号)
- 8 創業・出店推薦書 (様式第3号)
- 9 空き店舗の位置図及び平面図, 状況写真等
- 10 賃貸借契約書の写し
- 11 前各号に掲げるもののほか, 市長が必要と認める書類

福岡市商店街空き店舗における創業応援事業実施計画書

( 商業機能充実型 ・ 創業支援型 )

店舗 (屋号) 名			
業 種	<input type="checkbox"/> 小商売業 <input type="checkbox"/> 飲食サービス業 <input type="checkbox"/> 生活関連サービス業 <input type="checkbox"/> その他		
賃借を予定する 空き店舗の状況	住所 店舗面積                    m <sup>2</sup> 土地面積                    m <sup>2</sup> 以前の店舗利用状況		
賃借予定期間	平成    年    月    日 ~ 平成    年    月    日 (            間)		
事業予定期間	平成    年    月    日 ~ 平成    年    月    日		
事業の内容 ・ 事業の目的 ・ 営業日, 時間 ・ 顧客の年齢層 ・ 期待する成果 ・ セールスポイント	※可能な限り詳しく記入すること		
収支計画	収入の部		支出の部
	事業 (営業) 収入	円	賃借料 【内訳】 円× 月 (月額賃料    円)
	市補助金 (期待額)	円	
	他からの補助金 (予定額)	円 (交付団体名・補助金名)	
	その他 (自己資金等)	円 (借入金)    円 (自己資金)    円	営業経費
合計	円	合計	円
商店街活動への参画 について	※商店街へ加入して取り組んでみたい活動や意気込みを自由に記入		

# 創業・出店計画書 (商業機能充実型・創業支援型)

会社名

氏名又は代表者名

【平成 年 月 日 作成】

## 1 創業・出店の目的・動機

業種		事業開始時期(予定)	
事業実施の目的・動機をご記入ください			

## 2 創業・出店の経験等

過去にご自身で創業・出店(経営)されたことはありますか。	<input type="checkbox"/> 創業・出店(経営)したことはない。今回が初めて。 <input type="checkbox"/> 創業・出店(経営)したことがあり、現在も継続中。 <input type="checkbox"/> 創業・出店(経営)したことがあるが、既に事業は終了している。(終了時期 年 月)		
同業種の経験はありますか。(お勤め先、勤務年数、実施に至るまでのご経歴)	年月	略歴・沿革	
取得されている資格	有 ( ) ・ 特になし		
創業・出店される方の現在のお借入れの状況(事業資金を除きます。)	お借入先名	資金用途	お借入残高
			年間返済額

## 3 取扱商品・サービス

お取り扱いの商品又はサービスを具体的にご記入ください		(売上シェア %)
		(売上シェア %)
		(売上シェア %)
セールスポイントは何ですか。		

## 4 取引先等

	取引先名(所在地等)	シェア	取引先名(所在地等)	シェア	取引先名(所在地等)	シェア
販売先		%		%		%
仕入先		%		%		%
外注先		%		%		%
従業員等	常勤役員の人数(法人のみ)	人				
	従業員数(うち家族)	人( 人)				
	パート・アルバイト	人				

様式第1号の2(9条関係)

5 事業に必要な資金と調達の方法

経費	内容	金額	調達方法	金額
設備	機器、備品、車両等		自己資金	
			親族・友人・知人からの借入	
			政府系金融機関(日本政策金融公庫、国民生活事業からの借入)	
改装	空き店舗の改修費		他の金融機関からの借入 (内訳、返済方法を下の空欄に記入)	
経営・運営	商品仕入、経費支払資金、賃借料(家賃)等			
合計			合計	

6 事業開始後の見通し(月平均)

		1年目	2年目	3年目	売上高、売上原価(仕入高)等の積算根拠
売上高①					
売上原価② (仕入高)					
経費	人件費※				
	家賃				
	支払利息				
	その他				
	合計③				
利益(①-②-③)					※個人営業の場合は、事業主の分は含まない

【本計画書の取り扱いについて】

- 本書は、福岡市商店街空き店舗創業応援事業補助金交付の審査資料となり、目的以外に使用することはありません。
- 本書類の提出に際し、他に事業の説明に必要な資料等がありましたらあわせてご提出ください。



様式 第2号 (第9条関係)

## 同 意 書

(あて先) 福 岡 市 長

私は、福岡市商店街空き店舗における創業応援事業補助金の交付要件である「市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）に滞納がないこと」の確認に当たり、税務担当課に別紙「福岡市商店街空き店舗における創業応援事業補助金交付申請書（様式第1号）」が開示され、私の市税等の課税状況及び納付状況についての照会がされるとともに、市税に係る徴収金に滞納がないことの証明が発行されることに同意します。

平成 年 月 日

団体の所在地 〒

団 体 名

代 表 者 氏 名

Ⓜ

## 創業・出店推薦書

(あて先) 福岡市長

推薦者 住 所

商店街名

代表者名

(担当者・連絡先

⑩  
- - )

下記事業者の事業実施計画書等を確認の上、当商店街として、( 商業機能充実型・創業支援型 ) の補助対象者として推薦します。

なお、創業支援型の補助対象者につきましては、今後、当商店街の役員候補者として育成します。

## 記

1 事業者概要	事業者名称 _____ 店舗名(屋号名) _____ 店舗所在地 福岡市 _____ 区 _____ 事業開始予定日 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日
2 事業者業種	※ <input type="checkbox"/> にレ印を記入すること。 <input type="checkbox"/> 小売商業 ( _____ ) <input type="checkbox"/> 飲食サービス業 ( _____ ) <input type="checkbox"/> 生活関連サービス業 ( _____ ) <input type="checkbox"/> その他当商店街が特に必要と認めた業種 ( _____ )
3 商店街への加入	※ <input type="checkbox"/> にレ印を記入すること。 <input type="checkbox"/> 加入済(平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日加入) <input type="checkbox"/> 創業・出店時に加入予定(平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日頃加入予定)
4 商店街の組合員数	_____ 名(平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日現在)
5 商店街として創業・出店を希望する理由	

※ この推薦書は、福岡市商店街空き店舗における創業応援事業補助金(商業機能充実型・創業支援型)の交付を申請する事業者が申請書に添付して提出する書類であり、事業者の経営や賃貸借契約等について責任を負うものではありません。

様式 第4号 (第11条関係)

経産第 号  
平成 年 月 日

様

福岡市長 高島 宗一郎  
(地域産業支援課)

## 福岡市商店街空き店舗における創業応援事業補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付で申請のあった福岡市商店街空き店舗における創業応援事業に対する補助金(商業機能充実型・創業支援型)の交付については、福岡市商店街空き店舗における創業応援事業補助金要綱第11条第1項の規定により決定したので通知します。

1. 補助金の内示額 円
2. 補助金交付の時期
3. 補助条件
  - (1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更(市長が認める軽微な変更を除く。)をする場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
  - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
  - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。
  - (4) その他福岡市商店街空き店舗における創業応援事業補助金交付要綱及び福岡市補助金交付規則の定めを遵守すること。

様式 第5号 (第11条関係)

経産第 号  
平成 年 月 日

様

福岡市長 高島 宗一郎  
(地域産業支援課)

## 福岡市商店街空き店舗における創業応援事業補助金不交付決定通知書

平成 年 月 日付をもって申請のあった福岡市商店街空き店舗における創業応援事業補助金（商業機能充実型・創業支援型）については、要件審査の上、交付しないこととしたので、福岡市商店街空き店舗における創業応援事業補助金交付要綱第11条第2項の規定により通知します。

補助金を交付しない理由

様式 第6号 (第12条関係)

福岡市商店街空き店舗における創業応援事業実施計画変更等承認申請書

( 商業機能充実型 ・ 創業支援型 )

平成 年 月 日

(あて先) 福岡市長

所在地

名称 (法人名・会社名・屋号等)

(刀がナ)

代表者名 ㊟

(電話番号 )

平成 年 月 日付で交付の決定を受けた、福岡市商店街空き店舗における創業応援事業の事業計画を次のとおり変更したいので、福岡市商店街空き店舗における創業応援事業補助金交付要綱第12条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 変更事項

2 変更理由

3 添付書類

様

福岡市長 高島 宗一郎  
(地域産業支援課)

## 福岡市商店街空き店舗における創業応援事業計画変更等承認通知書

平成 年 月 日をもって申請のあった福岡市商店街空き店舗における創業応援事業補助金(商業機能充実型・創業支援型)の事業計画の(変更・中止・廃止)については、承認することとしたので福岡市商店街空き店舗における創業応援事業補助金交付要綱第12条第3項の規定により通知します。

1. 補助金の内示額 円
2. 補助金交付の時期
3. 承認条件
  - (1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更(市長が認める軽微な変更を除く。)をする場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
  - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
  - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。
  - (4) その他福岡市商店街空き店舗における創業応援事業補助金交付要綱及び福岡市補助金交付規則の定めを遵守すること。

福岡市商店街空き店舗における創業応援事業（一部）完了届

( 商業機能充実型 ・ 創業支援型 )

平成 年 月 日

(あて先) 福岡市長

所在地

名称 (法人名・会社名・屋号等)

(フリガナ)

代表者名 ⑩

(電話番号 )

平成 年 月 日付経産第 号により補助金の交付決定を受けました事業について  
その (全部・一部) を完了しましたので、福岡市商店街空き店舗における創業応援事業補助金交付要綱第13条の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

関係書類

- 1 福岡市商店街空き店舗における創業応援事業実施報告書 (様式第8号の1)
- 2 福岡市商店街空き店舗における創業応援事業経営状況報告書 (様式第7号の2)
- 3 補助金の交付の対象となる経費の支払に係る領収書の写し
- 4 補助事業の実施の前後の写真
- 5 事業開始 (開店) 後の状況写真
- 6 作成したチラシ、ポスター等の成果物
- 7 商店街等加入証明書 (様式第8号の3)
- 8 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

福岡市商店街空き店舗における創業応援事業実施報告書

( 商業機能充実型 ・ 創業支援型 )

創業店舗の状況	住所 福岡市 区			面積 m <sup>2</sup>		
賃借期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日					
創業の実施期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日					
営業(開店)日	上記事業実施期間内で 日					
実施内容	※営業日, 時間, 実際に取り組んだ創業の内容について詳しく記入					
収支決算	収入の部			支出の部		
	創業(営業)収入	円	賃借料及び共益費	【内訳】 円× 月 (月額賃料 円)	円	
	市補助金	円			改装工事費	
	他からの補助金	円			(交付団体名: )	
	その他(自己資金等)	円	改装工事費		円	
	合計	円	合計		円	
成果	※実際の顧客の性別, 年齢層の割合など詳しく記入					
課題	※創業後の課題や問題点などを自由に記入					
商店街活動への参画状況	※例: ○月○日, 共同販売促進活動, 集客イベントへ参加など					

福岡市商店街空き店舗における創業応援事業経営状況報告書  
( 商業機能充実型 ・ 創業支援型 )

■平成 年度

単位：円

月	収入		支出			開店日数	顧客(来店者)数		
4月	営業(事業)収入		家賃		商店街組合費		来店者数(名)		
	その他		水道光熱費		交通費				
			雑費		その他				
	合計	0	電話回線料		合計				0
5月	営業(事業)収入		家賃		商店街組合費		来店者数(名)		
	その他		水道光熱費		交通費				
			雑費		その他				
	合計	0	電話回線料		合計				0
6月	営業(事業)収入		家賃		商店街組合費		来店者数(名)		
	その他		水道光熱費		交通費				
			雑費		その他				
	合計	0	電話回線料		合計				0
7月	営業(事業)収入		家賃		商店街組合費		来店者数(名)		
	その他		水道光熱費		交通費				
			雑費		その他				
	合計	0	電話回線料		合計				0
8月	営業(事業)収入		家賃		商店街組合費		来店者数(名)		
	その他		水道光熱費		交通費				
			雑費		その他				
	合計	0	電話回線料		合計				0
9月	営業(事業)収入		家賃		商店街組合費		来店者数(名)		
	その他		水道光熱費		交通費				
			雑費		その他				
	合計	0	電話回線料		合計				0
10月	営業(事業)収入		家賃		商店街組合費		来店者数(名)		
	その他		水道光熱費		交通費				
			雑費		その他				
	合計	0	電話回線料		合計				0
11月	営業(事業)収入		家賃		商店街組合費		来店者数(名)		
	その他		水道光熱費		交通費				
			雑費		その他				
	合計	0	電話回線料		合計				0
12月	営業(事業)収入		家賃		商店街組合費		来店者数(名)		
	その他		水道光熱費		交通費				
			雑費		その他				
	合計	0	電話回線料		合計				0
1月	営業(事業)収入		家賃		商店街組合費		来店者数(名)		
	その他		水道光熱費		交通費				
			雑費		その他				
	合計	0	電話回線料		合計				0
2月	営業(事業)収入		家賃		商店街組合費		来店者数(名)		
	その他		水道光熱費		交通費				
			雑費		その他				
	合計	0	電話回線料		合計				0
3月	営業(事業)収入		家賃		商店街組合費		来店者数(名)		
	その他		水道光熱費		交通費				
			雑費		その他				
	合計	0	電話回線料		合計				0
					会計年度 (4月~3月)	合計	0日	来店者数(名)	0名

(あて先) 福岡市長

推薦者 住 所  
商店街名  
代表者名 ⑩  
(担当者・連絡先 - - )

### 商店街等加入確認書

下記事業者について、当商店街への加入を確認しましたので報告します。

#### 記

1 事業者概要	事業者名称 _____ 店舗名(屋号名) _____ 店舗所在地 福岡市 ___ 区 _____ 事業開始日 平成 ___ 年 ___ 月 ___ 日
2 事業者業種	※ <input type="checkbox"/> にレ印を記入すること。 <input type="checkbox"/> 小売商業 ( _____ ) <input type="checkbox"/> 飲食サービス業 ( _____ ) <input type="checkbox"/> 生活関連サービス業 ( _____ ) <input type="checkbox"/> その他当商店街が特に必要と認めた業種 ( _____ )
3 商店街等への加入	※ <input type="checkbox"/> にレ印を記入すること。 <input type="checkbox"/> 加入済(平成 ___ 年 ___ 月 ___ 日加入)

※ この確認書は、福岡市商店街空き店舗における創業応援事業補助金(商業機能充実型・創業支援型)の交付を受ける事業者が実績報告書に添付して提出する書類であり、事業者の経営や貸借契約等について責任を負うものではありません。

様式 第9号 (第14条関係)

経産第 号  
平成 年 月 日

様

福岡市長 高島 宗一郎  
(地域産業支援課)

福岡市商店街空き店舗における創業応援事業補助金(一部)交付確定通知書  
(商業機能充実型・創業支援型)

平成 年 月 日付の福岡市商店街空き店舗における創業応援事業(一部)完了届により平成〇〇年度福岡市商店街空き店舗における創業応援事業補助金下記のとおり確定したので通知します。

1 補助事業名

2 補助確定金額

様式 第10号 (第17条関係)

平成 年 月 日

(あて先) 福岡市長

所在地  
名称 (法人名・会社名・屋号等)  
(フリガナ)

代表者名 (印)  
(電話番号 )

福岡市商店街空き店舗における創業応援事業補助金による取得財産の処分申請書  
(商業機能充実型・創業支援型)

平成 年 月 日付経産第 号により補助金の交付決定を受けました事業により取得した財産について、下記のとおり処分したいので、福岡市商店街空き店舗における創業応援事業補助金交付要綱第17条第2項の規定に基づき、申請します。

なお、処分の結果、収入が発生し、その収入の全部又は一部に相当する金額を市から請求された場合には、当該金額を期限内にすみやかに返還することを約束いたします。

記

1. 処分財産について

① 名称	
② 取得年月日	平成 年 月 日
③ 取得単価	
④ 処分する数量	
⑤ 処分金額 (③×④)	
⑥ 処分する理由, 方法等 (詳細に記入すること。)	

2. その他

第17条第1項の台帳の写しを添付すること。